

4 工事事務所の主な業務

1 上水道業務

(1) 給水装置工事関係業務

給水装置の新設、改造、修繕、撤去に関する工事は、指定給水装置工事事業者（約600社）が施行しており、工事事務所で、これら工事の設計審査や竣工検査等の業務を行うとともに、指定給水装置工事事業者の指導を行っている。

なお、指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者の選任が水道法により義務付けられている。

令和元年度 給水工事実施状況 (単位: 件)

新 設		改 造		撤 去		計	
年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均	年 間	月平均
7,065	589	4,164	346	1,270	104	12,499	1,039

給水装置の新設を行う場合の口径別納付金 (単位: 円)

水道メーターの口径	口径別納付金	水道メーターの口径	口径別納付金	水道メーターの口径	口径別納付金	水道メーターの口径	口径別納付金
13mm	44,000	40mm	734,000	100mm	7,210,000	250mm	71,000,000
20mm	72,000	50mm	1,280,000	150mm	20,000,000	300mm以上	112,000,000
25mm	220,000	75mm	3,530,000	200mm	40,000,000		

※ 口径別納付金は、上記の額に消費税率（地方消費税率を含む）を乗じた額とする。（1円未満の端数が生じた時は、切り捨てる）

(2) 修繕工事

配水管その他の水道施設の維持管理については、水道工事センターに業務委託を行い実施しており、夜間や休日の事故等にも直ちに対応できる体制をとっている。

令和元年度 修繕工事実施状況 (単位: 件)

配水管	仕切弁	空気弁	消火栓	分水栓	給水管	止水栓	水道メーター	給水栓	計
676	397	125	228	420	5,158	1,081	1,035	234	9,354

(3) その他の業務

水道施設の設備改良工事の設計・監督・漏水調査及び水道に関する苦情等の対応なども行っている。また、本市では、給水装置等工事等に対する融資制度を設けており、その受付等も工事事務所でやっている。

給水装置等工事に対する融資制度の概要

区 分	内 容
対象者	① 給水装置等の所有者 ② 融資金及び利子の償還について十分な支払い能力を有する人
対象工事	① 給水装置が老朽化し、赤水が出たり水の出が悪い場合の改良工事 ② 給水装置を共同で使用している者が各戸に給水装置を新設する工事 ③ 受水タンク以下の設備を新設又は改良する工事 ④ 私道又は配水管が布設されていない公道に30メートル以上水道管を新設する工事（宅地内に係るものを除く。） ⑤ 給水装置が設置されていない既設住宅に給水装置を設置する工事
融資の条件	① 融資額融資：対象者1人につき5万円以上50万円まで（1万円単位） ② 共有施設の融資額：当該工事に係る融資対象者が融資の資格を受けることのできる額の合計。（1人につき50万円まで）ただし、工事1件につき2,500万円を限度とする。 ③ 融資利率：年1.50%（令和2年度） ④ 融資時期：工事の竣工検査完了後 ⑤ 償還方法：融資を受けた月の翌月から毎月元均等償還 ⑥ 償還期間：融資額が15万円以下のとき2年、15万円を超え50万円以下のとき5年、50万円を超えるとき10年 ⑦ 保証人：連帯保証人として、北九州市内に居住し、独立の生計を営む者1名 ⑧ 延滞金：年14%

2 下水道業務

(1) 下水道施設の設計及び監督業務

下水道施設の新設、改築、移設工事について、監督業務及び小規模の下水道工事の設計・監督業務を行っている。

令和元年度 工事箇所数

門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	計
15 (3)	27 (2)	23 (6)	13 (1)	18 (1)	24 (4)	7 (0)	127 (17)

()は事務所発注分

(2) 排水設備業務

下水道処理区域内において、排水設備に関する申請受付・内容審査及び完了検査業務を行っている。また、公共樹設置に関する申請受付及び工事等を行っている。

令和元年度 排水設備検査件数

門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	計
283	435	769	374	162	819	164	3,006

令和元年度 公共樹設置数（取付管整備を含む）

門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	計
45	70	113	33	27	139	18	445

(3) その他の業務

市民から生活雑排水の垂れ流しや異臭など様々な苦情が寄せられてくる。その際には、現地を調査し、原因者に対して改善指導を行っている。

5 広報活動

上下水道事業を円滑に運営するためには、市民の理解と協力を得ることが重要である。上下水道局では、水の大切さや下水道の役割など、上下水道事業の重要性を理解していただくため、様々な広報活動を実施している。

(1) 各種行事の実施

ア 「水道週間」に関する行事

1959年から始まった「水道週間」は、6月1日から7日までの1週間、厚生労働省主催で全国的に各種行事が行われ、本市においても水道に関する理解と関心を高め、水道水の安全性やおいしさを実感していただくPRを実施している。

イ 下水道の日に関する行事

毎年9月10日の「下水道の日」に合わせ、日ごろ接する機会の少ない下水道について、市民の理解と関心を高めるため、市役所1階市民ロビーでのパネル展示や各区役所への懸垂幕掲示などの取り組みを行っている。

(2) パンフレット等の配布による広報

ア 「上下水道局事業概要」

イ 「上下水道局施設概要」

各浄水場、浄化センター及び水質試験所の施設概要を説明したもので、施設見学者などに配布している。

ウ 「わたしたちの水道と下水道」

小学生向けの社会科副読本として、市内の小学校3・4年生を対象に配布している。

エ 「暮らしの中の上下水道」

上下水道広報紙として、上下水道事業の取組状況等を分かりやすく掲載し、家庭向けに年1回発行している。

オ 「上下水道局ホームページ」

ホームページアドレス
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/>



パンフレット類

(3) 上下水道モニター事業

市民から公募したモニターに、勉強会や施設見学などの体験学習を通じて、北九州市の上下水道事業を理解していただき、信頼感を深めてもらうとともに、勉強会で得た知識を地域の人々に伝えてもらうことを目的に実施している。